

令和3年度第10回

東京都私立学校審議会（第813回）

令和4年3月22日（火）

都庁第一本庁舎33階 特別会議室N2

午後 3 時00分開会

○私学行政課長 何人かまだアクセス中の方がいらっしゃるのですけれども、この後、入られますので、一旦始めさせていただければと存じます。

近藤会長、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 それでは、ただいまから令和3年度第10回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開催定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

なお、審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます2件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和4年3月22日付、東京都知事名。

記、1、正和幼稚園の廃止認可について（町田市）、ほか1件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件2件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第1号から議案第4号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、東京立川歯科衛生学院専門学校の設置認可でございます。本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、「東京立川歯科衛生学院専門学校の設置認可について」でございます。

令和4年3月8日に、加茂川主査、東京都私学部及び立川市の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人大原学園から、学校設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設・設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望・注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にいき、継続的・安定的に学校が運営できるように努めること。

また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただくなど、多数の学校を運営する法人にふさわしい、他校の模範となる学校運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、立川市の都市計画条例の関係上、既設校と校舎が連結することになるため、既設校との関係を含め、学校運営面の明確化を図っていただきたいこと。

3つ目は、生徒の自己学習や教育・就職相談が十分にできるよう、機能的な充実を図っていただくとともに、生徒のメンタルケアができるよう、面談環境のさらなる充実を図っていただきたいこと。

また、ジェンダーフリーに配慮した設備設置に努めていただきたいこと。

4つ目は、充実した最新の設備や臨床経験豊富な教師をそろえるなど、教育環境のより一層の向上に努めていただくとともに、貴法人が設置する他校の情報も積極的に活用し、生徒一人一人の付加価値を高め、社会に貢献できるような人材育成に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

本案件は、学校法人大原学園から申請がありました東京立川歯科衛生学院専門学校の設置認可でございます。

本案件は、令和2年11月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により、専修学校の設置認可のご審議をお願いするものでございます。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、医療関係に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人大原学園で、理事長は中川和久氏、校長は大野正博氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、修業年限3年の歯科衛生学科を設置いたします。入学定員は80名で、総定員は240名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方は、お名前をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第2号は理知の杜日本語学校東京校の設置認可でございます。本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から調査結果につきまして説明を願います。

○平野委員 それでは、議案第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、「理知の杜日本語学校東京校の設置認可について」でございます。

令和4年3月2日に、加茂川主査及び東京都私学部の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人理知の杜から、学校設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設・設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しております。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望・注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、学校法人本部が他県に存在することから、認可内容に変更等が生じる場合には、事前にそれぞれの所轄庁と十分に協議の上、出入国在留管理庁への確認等を適宜行うこと。

2つ目は、外国人留学生の生徒募集については適切かつ計画的に行い、質のよい生徒の確保に努めること。また、生徒管理についても適切かつ着実にいき、安定した学校の経営及び運営を行っていただきたいこと。

3つ目は、生徒の教育に責任を持って、貴校の目指す教育を実現し、着実な教育成果を上げるためにふさわしいカリキュラムや指導体制、魅力ある施設設備を充実するなど、教育内容及び教育環境の一層の向上に努めていただき、学校としての魅力を高めていただきたいこと。

4つ目は、教育内容及び教育環境とともに生徒の日本語能力の一層の向上に努め、学校として高い言語習得目標を掲げるなどして、卒業生の日本語能力を担保すること。

申請内容については認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

本案件は、学校法人理知の杜から申請がありました理知の杜日本語学校東京校の設置認可でございます。

本案件は学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、

一段階審査を取るものでございます。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

まず、学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、外国人に対し、日本語で不自由なくコミュニケーションが図れる日本語能力を習得させ、日本の「文化」や「習慣」などの日本教育を通して日本に対する理解を深め、日本の大学や専門学校に進学させること及び国際文化交流に寄与する人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称及び位置は、要項2から3に記載のとおりです。

開設の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人理知の杜で、理事長は麦島善光氏、校長はスミス幸世氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては要項8に記載のとおり、修業年限2年、入学定員40名の進学コース（2年）、修業年限1年6か月、入学定員60名の進学コース（1年6か月）を設置いたします。合計の入学定員は100名、総定員は100名でございます。

主要教科名は、要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項10から13に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項14及び15に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、今回新たに諮問されている案件について順次審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。議案第3号は幼稚園の廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、正和幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項4に記載のとおり、本園は幼保連携型認定こども園としての認可を受け、令和4年4月1日に開園する予定であることから、幼稚園としての廃止認可を行うものでございます。

設置者は学校法人正和学園、園長は大崎志保氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において引き続き教育・保育を実施する予定でございます。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍または退職をいたします。

指導要録等の引継ぎ方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議題第4号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております科学技術学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりでございます。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、熊本県において円滑な面接指導を実施するため、協力校を追加いたします。

2点目として、技能連携契約の締結に伴い、技能連携施設を追加いたします。

変更の時期については要項7に記載のとおり、令和4年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項8の別紙、「学則比較対照表」をご覧ください。

学則第5条第2項の協力校について、別表1に城北高等学校を新たに追加いたします。

なお、城北高等学校については同様の名称の高等学校があることから、括弧書きで所在地を記載するようにしております。

また、学則第5条第3項の技能連携施設について、別表2に専修学校那覇尚学院を新たに追加いたします。

最後に、附則部分に施行日についての記載を加えます。

変更点につきましては以上でございます。

要項にお戻りいただきまして、備考欄には設置認可年月日を記載してありますのでご参照ください。

以上、議案第4号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたしました。ここで事務局より報告事項がございます。事務局より報告願います。

○私学行政課長 それでは、令和4年1月開催の審議会において設置計画承認の諮問をし、継続審議となっております、学校法人三幸学園から申請があった「東京みらい中学校（不登校特例校）の設置認可」についてご報告をさせていただきます。

当案件は、不登校生徒を対象とする不登校特例校である中学校の設置認可申請であるため、中学校の設置認可とは別に不登校特例校として文部科学省の指定を受ける必要がございます。

この点、第三部会においてご審議いただいていたところですが、現段階で同省の不登校特例校の指定の可否が未定であり、また、今後、不登校特例校の指定に向けた協議の過程で教育内容が変更となる可能性もあることから、文部科学省との指定協議の途中で審議会によって審議をすることは適当ではないとの結論に至りました。

については、当案件につきましては審議を一旦終了としまして、申請者には文部科学省と不登校特例校指定の内容の協議が整った段階で、改めて東京都に認可申請をしていただくことになりましたので、この旨、報告をいたします。

以上で、ご報告については終わります。

○近藤会長 最後に、審議会日程についてでございます。

次回、4月の開催日は19日火曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これもちまして本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。まん延防止措置は解けましたけれども、寒い日が続いています。お体に気をつけてください。ありがとうございました。

午後3時28分閉会